

○財務省告示第百十四号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一の(一)のイの(口)中「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改め、「（インド及びペルー）」を削る。